

整骨院・接骨院で受けた施術内容の照会にご協力をお願いします

健康保険組合は、皆様からいただいた保険料を有効に使用するため健康づくり事業や医療費低減施策をしていますが、年々医療費は増加傾向にあります。

当健保では「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師(整骨院・接骨院)で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただく場合があります。

この照会は、柔道整復師からの請求内容が適正であることを確認するためのものであり、点検機関(ガリバー・インターナショナル株 所在地:東京都中央区)に健康保険組合が業務委託しており、点検機関より皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師(整骨院・接骨院)での受診に伴う確認について」を送付させていただく場合があります。

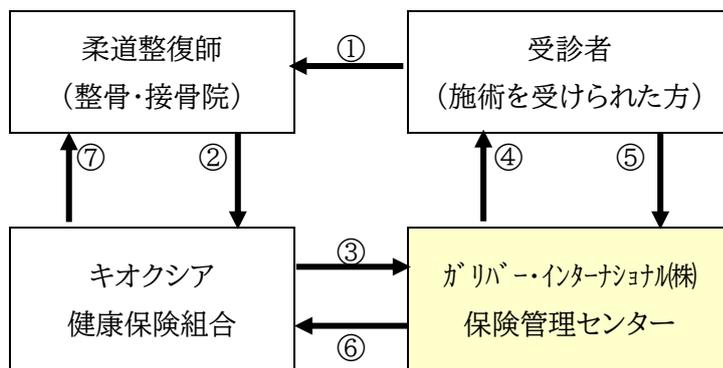
封書が送られてきましたら、回答をご記入のうえ期限までに必ず「ガリバー・インターナショナル株保険管理センター」宛にご返送下さい。

この照会は、受診した数ヶ月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

なお、平成17年4月施行の個人情報保護法に基づき、ご回答いただきました内容につきましては、委託先との間で「柔道整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約を交わしていることを申し添えます。

今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願いいたします。

【ガリバー・インターナショナル株保険管理センターの位置付け】



【照会文書発送から回答までの流れ】

- ①受診
- ②請求書(療養費支給申請書)
- ③内容点検依頼
- ④施術内容に関する照会・確認
- ⑤回答
- ⑥点検結果
- ⑦支払